



投票は午前7時から
午後8時まで



4月6日は京都府知事選挙です

投票 4月6日(日)

午前7時～午後8時まで

開票 午後8時45分から

市文化センター・小ホール

任期満了(4月15日)に伴う「京都府知事選挙」が3月20日に告示され、4月6日に行われます。当日は、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。

八幡市で 投票ができる人は

- ① 京都府知事選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。
- ② 日本国民
- ③ 平成25年12月19日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
- ④ 平成6年4月7日以前に生まれた人

市内転居の場合は 注意

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。

【今年3月10日までに届け出した場合】
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月11日以降に届け出した場合】
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所で投票していただくこととなります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙

とを確認しておいてください。

前住所が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができませんが、手続きに時間を要しますので、該当される人は、なるべく早く、前住所の選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便により 投票ができる人

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は、市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳が戦傷病者手帳の交付を受け、次の要件に該当する人または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

- ① 両下肢もしくは体幹の障がいの程度が1級から3級の人
- ② 1級(特別項症)または2級(第2項症)の人
- ③ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
- ④ 両眼の障がい
- ⑤ 両耳の障がい
- ⑥ 両上肢の障がい
- ⑦ 両下肢の障がい
- ⑧ 両上肢の障がい
- ⑨ 両下肢の障がい
- ⑩ 両上肢の障がい
- ⑪ 両下肢の障がい
- ⑫ 両上肢の障がい
- ⑬ 両下肢の障がい
- ⑭ 両上肢の障がい
- ⑮ 両下肢の障がい
- ⑯ 両上肢の障がい
- ⑰ 両下肢の障がい
- ⑱ 両上肢の障がい
- ⑲ 両下肢の障がい
- ⑳ 両上肢の障がい
- ㉑ 両下肢の障がい
- ㉒ 両上肢の障がい
- ㉓ 両下肢の障がい
- ㉔ 両上肢の障がい
- ㉕ 両下肢の障がい
- ㉖ 両上肢の障がい
- ㉗ 両下肢の障がい
- ㉘ 両上肢の障がい
- ㉙ 両下肢の障がい
- ㉚ 両上肢の障がい
- ㉛ 両下肢の障がい
- ㉜ 両上肢の障がい
- ㉝ 両下肢の障がい
- ㉞ 両上肢の障がい
- ㉟ 両下肢の障がい
- ㊱ 両上肢の障がい
- ㊲ 両下肢の障がい
- ㊳ 両上肢の障がい
- ㊴ 両下肢の障がい
- ㊵ 両上肢の障がい
- ㊶ 両下肢の障がい
- ㊷ 両上肢の障がい
- ㊸ 両下肢の障がい
- ㊹ 両上肢の障がい
- ㊺ 両下肢の障がい
- ㊻ 両上肢の障がい
- ㊼ 両下肢の障がい
- ㊽ 両上肢の障がい
- ㊾ 両下肢の障がい
- ㊿ 両上肢の障がい

また転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、市の選挙人名簿に登録されています。京都府内の市町村へ転出された人は、八幡市で投票することができません。

府内の市町村から 転入者の特例

平成25年12月20日以降に、京都府内の市町村から八幡市に転入し、住民登録をされた人でも、前住所の選挙人名簿に登録されている場合には、その市町村の投票所で投票することができません。

この場合、八幡市役所の市民課で「居住証明書」(無料)の交付を受け、前住所の投票所に提出してください。

点字や代理投票は 係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。

秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

期日前投票を ご利用ください

3月21日(金・祝)～4月5日(土)

午前8時30分～午後8時

市役所1階西側・警備員室前



期日前投票は、投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投かんする制度です。4月6日の投票日に①②の理由で投票できない人は利用してください。土・日・祝日も受け付けます。投票所入場券を持参ください(印かんは不要)。

①当日仕事等がある人(仕事場が投票区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出席される場合も、これに該当します)
②当日レジャーや買い物など私用で投票区域外へ出かける人
※病院等の不在者投票施設や所在地の選挙管理委員会で投票する不在者投票は今までもあります。

投票所入場券を忘れずに

お持ち 郵便はがき

山形八幡郵便局
〒980-0801
選挙事務

京都府知事選挙投票所入場券

投票日時	平成 年 月 日
投票所	午前 時～午後 時
投票区	第 区
氏名	姓 名
住所	〒 市 区 町 丁目 番 号

〒614-8501 八幡市八幡園内75

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

期日前投票宣言書兼請求書

私は、平成26年4月6日執行の京都府知事選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
*該当するいずれかの口に「×」を付けてください。
*がある場合は氏名を具体的に記載してください。

1	日本又は親族の冠婚葬祭	に投票
2	1以外の用事又は事故のため、次に外出・旅行・滞在 口八幡市以外 口八幡市内	
3	口疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難 口選挙施設等に故障	
4	口住所移転のため、八幡市以外に居住 上記は事実であることを書き、投票用紙の交付を請求します。	

平成 26 年 月 日
八幡市選挙管理委員会 係 氏 名

投票所 市役所1階警備員室前 第1会議室

期日前投票
期間 平成26年3月21日(祝)～4月5日(土)
(土曜日、日曜日、祝日も受付しています。)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所1階警備員室前 第1会議室

○京都府外に転出された方は、投票することができません。なお、京都府内に転出された方でも投票ができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

八幡市選挙管理委員会
電話 983-1111(代)

投票日絶対行くぞと気合入れ

投票を忘れずに!



選挙公報を配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料です。投票日の2日前(4月4日)までに各家庭にお届けします。

投票日の2日前になっても届かない場合は、市選挙管理委員会へ問い合わせください。

あなたの投票所はこちらです

第1投票所 至京阪八幡市駅 山城八幡郵便局 志水公民館 八幡警察署 八幡中央病院 至男山団地	第2投票所 大谷川 スーパー 二区公会堂 八幡図書館 八幡小学校 至京阪八幡市駅	第3投票所 八幡市駅 山柴公民館 石清水八幡宮 大谷川	第4投票所 橋本公民館 至京阪八幡市駅
第5投票所 府道八幡木津線 川口コミュニティセンター 至国道1号	第6投票所 府道長尾八幡線 八幡人権・交流センター 中央小学校 至京阪八幡市駅	第7投票所 上区公会堂 花明寺 ガソリンスタンド 至京田辺市	第8投票所 やわた流れ橋交流プラザ 市民体育館 至京田辺市
第9投票所 至下奈良 みやこ保育園 都児童センター体育館 有都交流センター 至川口	第10投票所 至上奈良 内里公会堂 龍王寺 龍西方寺 至国道1号	第11投票所 戸津公会堂 龍浄寺 至国道1号	第12投票所 美濃山公会堂 美濃山グリーンタウン集会所 歯科医院 ガソリンスタンド 至美濃山本郷
第13投票所 至流 宇治川 京都第二外環状道路 長町南集会所 至野村	第14投票所 至松花堂 男山病院 男山第二中学校 くすのき小学校 幼稚園 くすのき公園 至国道1号	第15投票所 至松花堂 男山病院 男山第二中学校 くすのき小学校 幼稚園 至国道1号	第16投票所 至小倉 中央センター集会所 男山公民館 至小倉
第17投票所 至八幡市役所 男山第三中学校 至小倉	第18投票所 至橋本 橋本小学校 橋本児童センター 至枚方市	第19投票所 至京阪八幡市駅 くすのき保育園 石清水郵便局 至八幡市役所	第20投票所 至国道1号 男山第二中学校 旧八幡第四小学校 至国道1号
第21投票所 くすのき小学校 くすのき公園 南センター集会所 至小倉	第22投票所 至中央センター 柿ヶ谷集会所 あひる児童公園 至枚方市	第23投票所 松花堂 コミュニティセンター月愛 至南山	第24投票所 至国道1号 美濃山コミュニティセンター 美濃山公会堂 美濃山文香 至国道1号

京都府知事の任期満了による選挙が執行されます。



市選挙管理委員会 委員長 森井光男

まず投票 みんなで選んで 良い社会

選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの人が投票に参加することは政治参加の第一歩、とても大切なことです。棄権は国民の権利を放棄することになります。明るい京都のために、あなたの貴重な一票を投じましょう。すべての有権者の皆さんを投票所でお待ちしています。



投票所設置場所一覧

投票区	投票所(設置場所)	対象地域
1	志水公民館	一区(一部)
2	二区公会堂	二区(双栗含む)
3	山柴公民館	三区(一部)
4	橋本公民館	橋本(一部)
5	川口コミュニティセンター	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
6	八幡人権・交流センター	六区
7	上区公会堂	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ	中区
9	都児童センター体育館	下区
10	内里公会堂	内里
11	戸津公会堂	戸津(一部)
12	美濃山公会堂	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
13	長町南集会所	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
14	くすのき小学校	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
18	橋本小学校	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園	三区(一部)・石清水ビューハイツ含む
20	(旧)八幡第四小学校	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福祿谷の一部
21	南センター集会所	男山(香呂・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部
23	コミュニティセンター月愛	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセンター	欽明台・岩田大谷・内里大谷

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階)

☎983-5635(直)

☎983-1111(代)